**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者であるクリストファー・ウィリアム・ドレイクが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年八月六日

香港セントラル、ガーデン・ロード三、シティバンクタワー一一階

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー

ウェストエルビー・セキュリティーズ・パシフィック・リミテッド（証券）

日本における代表者

クリストファー・ウィリアム・ドレイク

**限定承認公告**

本籍青森県弘前市大字南川端町二番地、最後の住所青森県弘前市大字城南二丁目二〇番地

一一　被相続人　亡　木村　義昭

右被相続人は平成二十二年四月二十二日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十九日青森家庭裁判所弘前支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

青森県弘前市大字中野五丁目二四番地五

相続財産管理人　木村　和生

**限定承認公告**

本籍奈良県生駒市あすか野北三丁目一番、最後の住所奈良県生駒市あすか野北三丁目一番五号　被相続人　亡　中村　國郎

右被相続人は平成二十二年五月十二日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十六日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

大阪府守口市西郷通二丁目八番二一号

相続財産管理人　中村　よし

**限定承認公告**

本籍大阪府大阪市城東区野江三丁目一八番地、最後の住所京都府京都市山科区東野八代四八番地三六　被相続人　亡　谷岡　勇

右被相続人は平成二十一年十一月十七日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十九日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

大阪府大阪市住吉区帝塚山中五丁目一番二三号

相続財産管理人　川元　守

**限定承認公告**

本籍大阪府大阪市東成区玉津三丁目三三番地、最後の住所大阪府大阪市東成区大今里南一丁目一番一四号証和マンション三F二号

被相続人　亡　木原　郷八

右被相続人は、平成二十二年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年七月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

奈良県大和高田市大字大谷五八五番地一〇〇

限定承認者　菊間　眞弓

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、平成二十二年九月八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年八月六日

大阪府大阪市福島区福島四丁目六番三一号

機動建設工業株式会社

代表取締役　桐野　誠和

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000191/i0km/

平成二十二年八月六日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー

AMB柏特定目的会社

取締役　吉田　孝司

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000181/aig4/

平成二十二年八月六日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー

AMB船橋所沢特定目的会社

取締役　長廻　達也

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、優先資本金の額を五億五千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年九月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年八月六日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー

AMB船橋所沢特定目的会社

取締役　長廻　達也

**新規信託分割の公告**

エフ・シィ開発株式会社及び住友信託銀行株式会社間の平成十八年二月二十八日付不動産管理処分信託契約書に基づき設定された信託を、平成二十二年九月八日付で新規信託分割しますので公告します。

なお、右の信託は、有限会社シーシーエイチブリッジ及び住友信託銀行株式会社間の平成二十二年八月六日付信託の変更に関する合意書をもって、適用される法律を信託法（平成十八年法律第一〇八号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第一〇九号）の規定による改正後の法律にする合意をされた信託といたします。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

福岡市博多区住吉一丁目二番二五号

エフ・シィ開発株式会社

委託者（当初委託者から受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

有限会社シーシーエイチブリッジ

受託者

大阪市中央区北浜四丁目五番三三号

住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託についての信託契約の内容

エフ・シィ開発株式会社及び住友信託銀行株式会社間の平成十八年二月二十八日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

なお、従前の信託の年月日は、右記記載の契約締結日と同日です。また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

住友信託銀行株式会社

不動産管理部

電話番号　〇三―三二八六―八六〇二

平成二十二年八月六日

受託者

大阪市中央区北浜四丁目五番三三号

住友信託銀行株式会社

営業所

東京都中央区八重洲二丁目三番一号（東京営業部）

支配人　千葉　達也

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十二年七月二十一日目次欄中（印刷誤り） | | | | |
| 一一 | 一 | 一二 | 食品衛生法 | 食品衛生法施行令 |
| 〃 | 〃 | 一四 | 基づく | 基づき |
| 平成二十二年七月二十日法務省告示第三百七十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り） | | | | |
| 四ページ | 一 | 段五行目から九行目を削除する。 | | |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月六日付第一六五号九六◉官報郵送料のお知らせ　七月分（ページ●同日付政府調達第一四七号八〇ページ月極一部当り）の郵送料二、二八四円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）